



令和7年度 高松市会計年度任用職員募集要項

【地域包括支援センター 一般事務職員】

高松市では、令和7年7月1日採用の会計年度任用職員（地域包括支援センター一般事務職員）を、次のとおり募集します。

1 募集の内容

人数	パートタイム勤務 1人程度
職務内容	パソコンによる文書作成・計算事務、相談・受付などの窓口業務及びその他地域包括支援センター業務に従事します。
応募資格	市民に対する窓口業務を遂行する能力があること。 パソコン操作ができること。 普通自動車免許（AT限定含む。）を有し、普通自動車を運転することができること。
採用日	令和7年7月1日
任用期間等	令和7年7月1日から令和8年3月31日まで ※勤務実績等により次年度以降引き続き任用される場合があります。
勤務時間	パートタイム勤務 原則として、月曜日～金曜日 午前9時～午後4時（週30時間） ※勤務時間帯については相談に応じます。 ※休憩1時間を含みます。※業務の必要性により、時間外勤務が発生する場合があります。
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始
給与等	パートタイム勤務 月額164,206円（地域手当相当額を別途支給。） ※別途、本市規程に基づき交通費相当額等が支給される場合があります。
期末・勤勉手当	12月（最大2.3か月分） ※在職期間や勤務実績等により、支給月数が変動します
社会保険等	健康保険（地方公務員等共済組合）、厚生年金保険及び雇用保険を加入します。 また、任用後12月経過後は年金制度についても地方公務員等共済組合に加入します。
災害補償	労災保険が適用されます。
勤務場所	高松市内の地域包括支援センター（6か所）のいずれか。（変更の場合有）
休暇等	高松市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する基準を定める規則の規定に基づき付与します。 ※年次有給休暇、特別休暇 等

■ 次の事項のいずれかに該当する人は申し込むことができません。（地方公務員法第16条（欠格条項））

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

■ 外国籍の人も申し込むことができます。ただし、在留資格で就労等が制限されている場合は採用されません。

高松市ホームページ「もっと高松」(<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/>) から
パソコン・スマートフォンなどで、受付期間中 24 時間いつでも申込できます。

🔍 高松市地域包括支援センター 会計年度任用職員

検索



2 申込手続

受付期間	令和7年6月6日(金)～6月13日(金)
申込方法	<p>インターネットのみ（郵送及び持参での申込みは、受け付けておりません。）</p> <p>パソコンや携帯電話等をお持ちでない方については、下記の問い合わせ先までお問い合わせください。</p> <p>高松市地域包括支援センター会計年度任用職員募集サイトの申込みフォームから、お申込みください。</p> <p>募集サイトは、次の①、②又は二次元バーコードのいずれかの方法でアクセスしてください。</p> <p>① 高松市ホームページ「もっと高松」から、次の順にリンクをクリックしてください。 [くらしの情報]>>[市の取組み]>>[職員採用]>>[会計年度任用職員の募集等について]>></p> <p>② 検索サイトで、「高松市地域包括支援センター 会計年度任用職員」のキーワードで検索してください。</p> <p>※インターネットによる申込みの際に、運転免許証の写真（画像）ファイルが必要になります。</p> 
問い合わせ・申込先	高松市地域包括支援センター 総務係 TEL (087)839-2811 〒760-0074 高松市桜町一丁目9番12号 高松市保健センター1階

3 選考方法及び日程について

	選考方法	日程（※詳細は別途通知致します。）	選考結果の発表
第一次選考	書類選考		一次選考結果はメールで通知します。
第二次選考	面接選考 実技（Word・Excel）	令和7年6月23日（月）（予定）	二次選考後3日以内（予定）

4 服務等

- ・地方公務員法の規定に基づき、採用時（継続任用時を含む。）は全て条件付きのものとし、採用後1か月を良好な成績で勤務したときに高松市会計年度任用職員として正式採用となります。
- ・会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ懲戒処分等の対象となります。ただし、営利企業への従事（兼業）等の制限については、パートタイム勤務の人は適用除外となります。
- ・1 会計年度内の任用となりますが、勤務実績等により、次年度以降引き続き任用される場合があります。（4 会計年度の範囲内）
- ・勤務条件等については、人事院勧告等により変更となる場合があります。